

# 現在教習中の普通免許、法改正施行後はどうなるの？

**Q** 現在、普通自動車の教習を受けていますが、教習所卒業後、運転免許センターで受ける試験日が法改正の前後では、普通免許に違いがありますか？

**法改正施行後の免許取得は新法の普通免許となります。**

**A** 平成 29 年 3 月 12 日に改正法が施行されることから、3 月 11 日までに取得した場合は、現行法の普通免許（改正後は「準中型（5 t）限定」とみなされる）となりますが、3 月 12 日以降に取得した場合は、新法の普通免許（車両総重量 3.5 t 未満）となります。

※ 当県では、試験合格日に免許証を即日交付しますが、3 月 11 日（土）及び 3 月 12 日（日）は免許試験業務を行っていないため、実際には、現行の普通免許は 3 月 10 日（金）まで、新法の普通免許は、3 月 13 日（月）からの受験となります。

	現行法の普通免許	H29. 3. 12	新法の普通免許
運転できる普通自動車の大きさ	※法改正後は準中型(5t)限定免許とみなす		
	車両総重量 5 t 未満 最大積載量 3 t 未満		車両総重量 3.5 t 未満 最大積載量 2 t 未満